



欧州におけるミサイル防衛の新展開——オバマ政権による新計画と欧州、NATO、日本
— 研究部第7研究室 鶴岡 路人 第2号 2009年12月9日

NIDSコメンタリー

オバマ政権の新計画

2009年9月17日、米オバマ大統領は、ブッシュ前政権が欧州において進めていたミサイル防衛(MD)計画を抜本的に見直し、新たなシステムの導入に切り替えるとの決定を発表した。オバマ政権が欧州配備のMD計画を変更することは、従来から予想されていたことであり、それ自体が驚きをもって受け止められたわけではない。しかし、その内容と発表の時期により、この決定は、米欧諸国で激しい賛否両論を巻き起こすことになった。そこで以下では、米国による欧州へのMD配備問題を、背景を含めて改めて整理・分析するとともに、日本へのインプリケーションについて考えてみることにしたい。

オバマ政権による決定を論じるにあたって第一に重要なことは、これは、MD計画の「中止」ではなく、「変更」だということである。従来の計画の中核であったポーランドへの迎撃ミサイル基地と、チェコへのレーダー施設の配備は確かに放棄された。しかしオバマ政権は、それに代わり、南欧地域への海上配備型MD(SM-3)の配備(第一段階)、及び将来的な構想として、トルコ等の同地域への地上配備型MD(SM-3改良型)の配備(第二段階)を表明したのである。ただし、新たな計画の詳細については依然として不明な部分が多く、実際、米政権内でも未決定の部分があると思われる。

大統領の声明や、国防・国務両長官等の説明によれば、そのロジックは、以下のようなものである。(1)当初のシステムが想定したイランによる長距離弾道ミサイルの脅威は、依然として顕在化していない反面、短・中距離ミサイルの脅威が増大している。(2)そうである以上、短・中距離ミサイルの脅威により対応したシステムとして、海上配備、地上配備を問わず南欧への戦域弾道ミサイル防衛配備がより喫緊の課題となった。(3)同種の弾道ミサイル防衛は、技術的にもすでに確立されており信頼性が高い上、より早期に運用可能になるため、今日存在する脅威により迅速に対応できる。軍事的には論理的な説

明に見えるが、それでは何が問題だったのだろうか。

ロシアへの譲歩?

第一は、やはりロシアとの関連であり、今回の決定は、ロシアへの譲歩だったとの批判がなされた。米国によるポーランドおよびチェコへのMD配備にロシアが強硬に反対し、その撤回を求めていたのは周知の事実である。そのため、今回のオバマ政権の発表を受け、ロシアは基本的にそれを歓迎する姿勢を示したのである。長らく求めていたものを、明確な対価もなしに獲得したとすら言えるかもしれない。オバマ政権関係者は、今回の決定にあたって、対露関係への考慮が介在したことは全くなかったと主張している。しかし、MDに関する今回の決定が、ロシアとのSTART(戦略核兵器削減条約)後継条約交渉を進展させるためのカードとして使われたとの見方を完全に否定することは困難であろうし、結果論として、MDに関する今回の決定を受けて、同交渉妥結への展望が開けたことは事実である。イランの核問題への対処におけるロシアの協力との取引だったとの見方もある。いずれにしても、米国の意思決定における真相よりも重要なことは、ロシア側がどのように受け止めたかということである。ロシアは、これを米国の譲歩、NATOの結束の弱さの表れと受け取ったようであり、このことは、米政府関係者がいかに対露考慮の介在を否定しても修正しようにないのが現実である。

他方で、今回の新計画により、ロシアとの間のMDを巡る対立が全て解消したとはいき切れない点にも留意する必要がある。現行のSM-3が短・中距離ミサイルを迎撃対象としたものであったとしても、米国は、長距離ミサイルに対応するための改良型の開発を進めおり、将来的には、ロシアの目に脅威として映る時期が訪れる可能性がある。同時に、ミサイル発射を探知するためのセンサー網として、海上配備のイージス艦の他に、どのような施設をどこに配備することになるのか、具体的な計画は

明らかになっていない部分が少なくないのである。この行方次第では、MDを巡るロシアとの関係が再び悪化することも考えられる。

中東欧諸国の懸念

第二の問題は、ポーランドやチェコをはじめとする欧州の同盟諸国、特に、NATOの新規加盟国での受け止られ方の問題である。従来計画でMD施設の設置が予定されていた両国においても、それが国民の間で人気のない政策だったことは確かであり、MD受け入れに関する米国との二国間協定の両国議会での批准の見通しも明るいものではなかった。しかし両国政府は、国内政治上のリスクを負いながらも、米国との協力としてMD計画を推進してきたのである。それが、事前協議のほとんどない中で、米国によっていわば一方的に撤回されたことに対する感情的な反発や落胆は想像に難くない。

これには二つの文脈がある。まず米国から見た場合、MDシステムの本来の主眼はあくまでも米国防衛だったことである。このことは、ポーランドおよびチェコに計画された施設が「第三基地 (third site)」と呼ばれていたことから明らかである。それは、米本土防衛のためにアラスカおよびカリフォルニアに配備された既存のMD基地を補完するものとして計画されていたのである。それによって欧州諸国の多くも守られるというのは、そもそも付随的な結果にすぎなかった。そのため、単純化すれば、米国の国防上の要請、すなわち脅威認識が決定要因であり、施設受け入れ国は、問題の構造上、あくまでも客体でしかなかったのである。

他方、ポーランドやチェコから見た場合、米国とのMD合意は、NATOにおける集団防衛を補完する、米国との二国間保証措置との意味を有していた。NATOの文脈において常設の米軍基地等が設置されない中で、非常事態における米国による防衛コミットメントをより確実なものとするために、少人数ではあっても米兵を常駐させることが、MD合意の隠された意図だったのである。ポーランドは、今回のMD合意の一環として、米PAC-3部隊の自国駐留も引き出したのである。その米ポ合意が、2008年8月のロシア・グルジア紛争直後に妥結したことは、単なる偶然ではなからう。それが故に、オバマ政権による今回の決定は、米国の安全保障コミットメントの根幹に関わる問題として議論されることにもなった。ただし、米国としても、今回の決定によって米国の対欧州コミットメントに疑念が挟まれることは望んでいない。MD計画変更の発

表直後に、バイデン副大統領を関係各国に派遣して説明に努めたのは、そうした意思の表れだった。

NATOへの含意

このように、今回のオバマ政権によるMD計画の変更は、上述のような反響を呼ぶことになったが、新たな計画の今後に目を転じた場合、NATOの要素が強くなる点が注目点である。米国単独、ないし特定国との二国間枠組みによるMD計画から、NATOを前面に出した多国間の枠組みに、欧州配備MDの重心がシフトしたのである。他方で、従来からNATOにおいては、MDに関する二種類の検討・計画が進められてきた。第一は、ALTBM D (Active Layered Theater Ballistic Missile Defense) と呼ばれる戦域弾道ミサイル防衛システムである。これは、主に作戦上展開した部隊 (deployed forces) を防護するためのシステムであり、「各国が独自に進めるMDを相互に連接するシステム (system of systems)」としてNATOレベルでの整備がすでに進められてきた。第二は、NATOの欧州諸国全域を、主として長距離弾道ミサイルの脅威から防護するための広域MDシステムであり、これについては、2006年に技術的なフィージビリティ・スタディが行われて以降、検討が進められてきたが、NATOレベルでは特に進展を見ていなかった。NATO内では、ポーランドとチェコに配備予定だったMDシステムを、NATOの文脈においてどのように位置付けるか自体が不明確であり、検討が続いている最中であつた。

今回オバマ政権が新たに提案している南欧に焦点を置いたSM-3等の配備案は、NATOにおけるALTBM D (上述第一の類型) との整合性が高いと見られる。実際、上述第二の類型である広域MDに関連して、米国の当初の欧州配備MD計画をNATO全体の防衛に結びつけるための議論においては、それを、地中海やトルコ等に配備する戦域MD (TMD) で補完することがすでに検討されていたのである。イラン等からの喫緊の脅威が短・中距離ミサイルであるとした場合、NATOにおいては、トルコ及びその近隣の南欧諸国の防衛が優先課題になるのであり、今回表明されたオバマ政権の新たな方針は、それに合致したものである。ただし、米国のMD計画を「NATO化」するにあたっては、費用負担の問題を避けて通るわけにはいかない。今後もあくまでも、「米国の米国による米国のための」MDとして、米国が単独で費用を負担するのか、それとも、裨益するNATO諸国ないし全NATO

諸国が費用負担を含めて参画するのか。米国以外のNATO諸国が考えなければならない問題は大きい。ただ、MDシステムが前者の性格を有する限り(つまり欧州諸国がコストを負担しない限り)、従来の計画のように、米国の判断による突然の変更というリスクが付いてまわることも甘受する必要がある他、指揮統制面においても、米国以外の諸国による実質的な関与の余地は少なくなるのであろう。

米国の新計画と日本

欧州正面におけるMD計画のこのような新展開は、米国との二国間でMD整備を進める日本にも大きな含意を有している。従来、米国以外のNATO諸国と日本との間においてMDは、共通の政策的テーマではあっても、軍事的な意味での直接の連関性は曖昧だったと言える。ポーランドおよびチェコへの配備が計画されたシステムを含め、NATOで検討されていた広域MDは、日本のシステムとは技術的にも性質が異なるものであったし、ALTBMDはより限定的な計画だったからである。

しかし、今回米国が新たに提案したSM-3を基礎に

したMD概念は、日本が導入しているものと近い他、新計画の第二段階に含まれるSM-3改良型の(例えばトルコへの)地上配備として想定されるものの原型は、日米共同開発中のSM-3のブロックIIA(能力向上型迎撃ミサイル)にあたると見られている。米国側からは、日米共同開発のMDを欧州に配備(輸出)する可能性につき、日本に対してすでに打診がなされているとの報道があるが、これも、このような文脈を踏まえれば決して驚くべきことではないだろう。日米共同開発のMDが、米国の装備として日米以外に配備されることが、武器輸出三原則に対する日米MDに関する例外措置の下で許容されるか否かについては議論がある。さらに、NATO等が介在することによって、日米共同開発のMDが欧州において多国間で運用されるようになる場合には、武器輸出三原則との関連が新たに正面から問われることになろう。これは、政治レベルでの決定を要するセンシティブな問題であるが、米国の欧州におけるMD計画の新展開は、そのような含意をも有している。欧州正面での展開を注視しなければならない大きな理由の一つである。

プロフィール



研究部第7研究室教官
鶴岡 路人

専門分野：欧州国際政治、EU、NATO、
米欧関係、日欧関係

本欄における見解は防衛研究所を代表するものではありません。

NIDSコメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。

ただし記事の無断引用はお断りします。

防衛研究所企画室

直 通：03-3713-5912

代 表：03-5721-7005(内線 6584, 6258)

FAX：03-3713-6149

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.go.jp>